第二章　経過措置

（国が承継する資産の範囲等）

第五条　国立大学法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

２　前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る経過措置）

第六条　改正法附則第三条第七項の規定により国立大学法人東京科学大学（以下この条及び第八条第一項第三号において「東京科学大学法人」という。）が行うものとされる改正法附則第三条第一項の規定により解散した国立大学法人東京医科歯科大学（次条第一項において「東京医科歯科大学法人」という。）の積立金の処分の業務については、東京科学大学法人の積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。この場合において、同令第四条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「令和六年十月一日を含む国立大学法人東京科学大学」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年十二月三十一日」と、同令第五条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「令和六年十二月三十一日」と、同令第六条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「令和七年一月十日」とする。

（東京医科歯科大学法人の解散の登記の嘱託等）

第七条　改正法附則第三条第一項の規定により東京医科歯科大学法人が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

２　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（評価委員の任命等）

第八条　改正法附則第四条第三項の評価委員は、第一号から第三号までに掲げる者のうちからそれぞれ一人を、第四号に掲げる者のうちから二人を文部科学大臣が任命する。

一　財務省の職員

二　文部科学省の職員

三　東京科学大学法人の役員

四　学識経験のある者

２　令和六年九月三十日までの間における前項の規定の適用については、同項第三号中「東京科学大学法人」とあるのは、「国立大学法人東京工業大学」とする。

３　改正法附則第四条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

４　改正法附則第四条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において処理する。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条（国立大学法人法施行令の目次の改正規定及び同令第一章の次に一章を加える改正規定を除く。）及び第三条の規定　令和六年四月一日

二　第二章の規定　公布の日

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

２　東京医科歯科大学法人（第六条に規定する東京医科歯科大学法人をいう。以下同じ。）の令和六年四月一日に始まる事業年度におけるその事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による同法第二条第四項に規定する環境報告書の作成及び公表については、東京医科歯科大学法人の事業活動を東京科学大学法人（第六条に規定する東京科学大学法人をいう。以下同じ。）の事業活動とみなして、東京科学大学法人が行うものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
環境大臣　伊藤信太郎

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十三号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項において読み替えて準用する同条第四項、同法第七条の六第一項ただし書、同条第三項において読み替えて準用する同法第七条の三第四項、同法第七条の八第一項及び第二項、同条第三項において準用する同法第七条の三第七項並びに同法第七条の八第四項及び第五項並びに第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「生ずる日」の下に「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）」を加える。

第十九条の二ただし書中「十三の項」を「十四の項」に、「三十八の項」を「四十の項」に、「四十五の項」を「四十七の項」に、「五十二の項」を「五十四の項」に改める。

第十九条の三中「上欄」を「中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

項名	物品	輸入数量
一	別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「オーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。）	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及び別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」という。）（関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量
二	別表第一の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「オーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）	環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量（次条第一項及び第二項第四号（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において「合計輸入数量」という。）
三	環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において「合計輸入数量」という。）